

住宅用蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 住宅用蓄電池導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「国規則」という。）、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「県規則」という。）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号。以下「国制度要綱」という。）及びその他の法令等の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、太陽光発電設備を導入済みの住宅における蓄電池の普及を促すことで、災害レジリエンスの強化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 補助対象設備

第5条に規定する設備をいう。

二 リース契約

補助対象設備の所有者である貸主が、当該設備の借主である個人に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約をいう。

三 個人

県内に自らが居住する住宅を有する個人をいう。

四 リース契約事業者

補助対象設備を県内の自らが居住する住宅に導入する個人と、リース契約を行う事業者をいう。

五 リース契約利用者

リース契約事業者とのリース契約により、補助対象設備を県内の自らが居住する住宅に導入する個人をいう。

六 蓄電容量

蓄電池の定格容量であって、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値をいう。

七 契約等

補助対象設備に係る契約、発注、工事着手その他これらに類する行為をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、蓄電池（既設の太陽光発電設備と一体的に使用するものに限る。）を県内の住宅に導入する事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、本補助金の交付対象外とする。

一 中古品の設置、予備品の設置、修繕その他これらに類する事業

二 技術開発、実証実験その他これらに類する事業

三 関係法令、ガイドライン等を遵守しない事業

四 交付決定前に契約等を行う事業

五 実施期間内に補助対象事業の完了が見込めない事業

六 国の補助金等又は本補助金と併せて受給することのできない補助金等を受給している事業

七 その他補助金の趣旨及び交付の目的に照らして知事が適当でないと認める事業

八 蓄電池と一体的に使用する太陽光発電設備を、令和6年6月12日（この要綱の公表日）以降に系統連系開始した事業

九 既設の太陽光発電設備の発電出力が1kW以上10kW未満でない事業

（補助対象設備）

第5条 補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第1に定める要件の全てに適合するものとする。

（補助対象者）

第6条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 個人
- 二 リース契約事業者（次に掲げる全ての要件を満たす場合に限る。）
 - イ リース契約事業者とリース契約利用者の共同申請であること
 - ロ リース契約利用者が前号に掲げる者であること
 - ハ リース契約において、補助金相当分がリース契約利用者に還元されること
- 2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - 五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者
 - 九 県税等の滞納がある者
 - 十 その他本補助金の趣旨及び交付の目的に照らして知事が適当でないと認める者

（補助対象経費及び補助額）

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額（以下「補助額」という。）は、別表第2に掲げる方法で算出するものとし、予算の範囲内で交付する。

（補助対象事業の実施期間）

第8条 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付申請の受付開始日として知事が別に定める日から令和7年1月31日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、当該実施期間の終期を変更できるものとする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

- 第9条 申請者は、補助金の交付申請の受付終了日として知事が別に定める日までに、補助金交付申請書（別記様式第1号）に別表第3に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
 - 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（契約等の時期）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第2項に規定する交付決定後に契約等を行わなければならない。

（補助金の交付申請の変更等）

- 第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その変更等の理由が生じた日から起算して10日を経過した日までに、補助金交付変更等承認申請書（別記様式第4号）に別表第4に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。特に補助額が変更になるとき。
 - 二 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項の規定による交付変更等承認申請があった場合は、その内容を審査し、引き続き補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付変更等承認通知書（別記様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付申請の取下げ）

第12条 補助事業者は、交付決定を受けた交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日までに、補助金交付取下げ書（別記様式第6号）を、知事に提出しなければならない。

（実績報告書兼請求書）

第13条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業を完了したときは、その完了した日から起算して10日を経過した日又は令和7年2月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書兼請求書（別記様式第7号）に別表第5に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第15条 補助金は、前条の補助金の額の確定後に、精算払により支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第16条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、補助金適正化法、補助金適正化法施行令その他の法令、国制度要綱又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の返還）

第17条 知事は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補助金の経理）

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助対象事業の完了した日（第16条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた場合を含む。）の属する会計年度の終了後5年間、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかなければならない。

（補助対象事業の検査等）

第19条 知事は、補助対象事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員を立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

- 2 知事は、前項の検査により、補助金適正化法、補助金適正化法施行令、国規則、県規則、国制度要綱又はこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対し、適合させるための措置をとることを命ずることができるものとする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

- 第20条 消費税及び地方消費税仕入控除の対象となる事業者が補助金の交付の申請をしようとする場合は、当該補助対象事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に、補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請の時点で当該補助対象事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により仕入控除税額を減額せず補助金の交付の申請をした場合において、実績報告に当たり、当該補助対象事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助対象事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書（別記様式第9号）により報告しなければならない。ただし、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りではない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額（第1項及び第2項の規定により、既に補助金から減額済みの部分を除く。）の返還を命ずるものとする。

(利益等排除)

- 第21条 申請者が、自身又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社若しくは子会社、同条第5項に規定する関連会社若しくは同条第8項に規定する関係会社から調達を受けることによって補助対象事業を実施しようとする場合（他の会社を経由する場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、次に掲げる方法により利益等排除を行うものとする。
- 一 申請者の自社調達の場合は、原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。
- 二 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合は、取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
- 三 申請者の関係会社（前号を除く）からの調達の場合は、取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(財産の管理等)

- 第22条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第23条 取得財産等のうち、県規則第21条第1項の規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 補助金適正化法第22条及び県規則第21条第1項ただし書に規定する取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却期間の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、補助金財産処分承認申請書（別記様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（調査等への協力）

第24条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後においても、本補助金の事業効果等の把握のために必要となる調査その他知事が必要と判断して行う調査等について、知事に協力しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づく調査等の結果について、補助事業者の名称、補助対象設備の種類、導入方法及び発電出力又は蓄電容量等を知事が公表しようとするときは、これに協力するものとする。

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の実施に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。

附則（令和6年6月12日G I第16－7号制定）

- 1 この要綱は、令和6年6月12日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

附 則（令和6年8月1日G I第16－17号一部改正）

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

別表第1 補助対象設備の要件（第5条関係）

補助対象設備	要件
蓄電池	1 未使用品であること 2 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること 3 充放電を繰り返すことを前提とする据置型（定置型）のものであること 4 蓄電池から供給される電力が、原則、導入場所の敷地内（オンサイト）の事業所又は住宅で使用（自家消費）されるものであること 5 太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること 6 蓄電容量が1kWh以上であること

別表第2 補助対象経費及び補助額（第7条関係）

補助対象経費	蓄電池本体、蓄電池用パワーコンディショナー、工事費（消費税及び地方消費税は除く）
補助額	1・2のうちいずれか低い額（千円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる） 1 補助対象経費の1/3 2 蓄電容量×14.1万円/kWh×1/3

別表第3 補助金交付申請書（別記様式第1号）の添付書類（第9条関係）

番号	添付書類
01	登記事項証明書（会社・法人）の原本若しくは写し又は住民票の写し※1
02	暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書（別記様式第2号）※1
03	行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書（県内に事業所がない事業者にあつては、直近の事業年度の法人税又は所得税の納税証明書）※1
04	補助対象設備の導入場所の写真
05	補助対象設備の仕様書
06	補助対象事業の見積書
07	既設の太陽光発電設備の系統連系開始日が確認できる書類
08	リース契約において、補助金相当額がリース契約利用者に還元されることが確認できるリース契約の契約書の案、覚書、料金計算書等※2
09	共同申請の同意書※2
10	設備導入の同意書※3
11	委任状※4
12	その他知事が必要と認める書類

※1 申請者がリース契約事業者の場合、申請者（リース契約事業者）及び共同申請者（リース契約利用者）の双方分を提出すること

※2 申請者がリース契約事業者の場合に提出すること

※3 申請者が個人又はリース契約事業者にかかわらず、申請者と補助対象設備の導入場所の土地又は建物の所有者が、申請者又は共同申請者と異なる場合に提出すること

※4 別記様式第1号の申請者と「担当者連絡先」の氏名が異なるときに提出すること

別表第4 補助金交付変更等承認申請書（別記様式第4号）の添付書類（第11条関係）

番号	添付書類
01	事業計画書（補助金交付申請書（別記様式第1号）別紙）
02	補助事業の変更等の内容を確認できる書類
03	別表第3の番号01から12までのうち、変更等となる書類

別表第5 補助金実績報告書兼請求書（別記様式第8号）の添付書類（第13条関係）

番号	添付書類
01	補助対象設備の導入場所の写真
02	補助対象設備の図面
03	補助対象事業を実施したことを証する書類（納品書等）の写し
04	契約関係書類（工事請負契約書等、電力販売契約書等）の写し
05	補助対象事業に要した費用の支払を明らかにする書類（口座振込受付書等）の写し※1
06	補助金の振込先が分かる書類
07	その他知事が必要と認める書類

※1 リース契約において、リース料金から補助金相当分が控除されていること等が確認できるリース契約の契約書、覚書、料金計算書等をもって代える場合にあっては、当該契約書、覚書、料金計算書等を提出すること